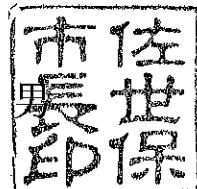


令和3年度  
農地等利用最適化推進施策の改善に  
関する意見に対する回答書

佐世保市農業委員会  
会長 八並 秀敏 様

令和3年11月26日

佐世保市長 朝長 則



## 【意見】

### 1. 担い手対策について

#### (1) 新規就農対策について

新規就農の初期段階では安定した生活ができるだけの収益確保が難しく、経営が軌道に乗るまでの間、借入や自己の蓄えなどにより凌いでいるのが現状です。場合によっては農業による経営が見通せず離農してしまうケースも見受けられます。

さらに、農業経営初期段階で多額の負債が生じることは、新規就農に踏み切れないことの一因ともなっています。新規就農者が、自己の生活を安定させ、営農を持続させるためには十分な資金が必要です。

このような新規就農者に対しては、国の「農業次世代人材投資事業」とともに市においても「新規就農者支援事業」により支援していただいておりますが、これらの支援策をより有効かつ積極的に運用し、兼業農家や親元就農、Uターン・Iターン者などの多様で幅広い人材について、地域に根付いて農業者として成長してもらうことで担い手不足の解消に繋げていただくようお願いいたします。

また、農外参入企業については、その資本力に応じた経営規模も大きく、それに伴い農地集積についても期待できることから、積極的な誘致策を検討していただきますようお願いします。

## 【回答】

農業従事者が減少していく中、本市の農業を支える担い手の確保・育成は、重要かつ喫緊の課題と認識しており、第7次佐世保市総合計画においては、「儲かる仕組みをつくり、ひとを呼び込む農林水産業の実現」を目的とし、新規就農者数を施策目標に位置づけて各施策を展開しているところでございます。

佐世保市としては、今年度から「就農のきっかけ作り」に焦点をあて、仕事を続けながらでも取り組める研修制度や、移住者向けの家賃補助制度等の、多様で幅広い人材へ就農の間口を広げる取組を始めております。

また、企業の農業参入につきましては、本年度実施しております「農地高度利用可能性調査」を通して企業の意向調査等も行うことから、今後の取組に繋げてまいりたいと考えております。

令和4年度から国の新規就農者支援制度が変わることから、情報収集を確実に行い、関係機関との連携した取組により新規就農者の確保・育成を図って参りたいと思いますので、ご協力をお願いします。

## 【 意 見 】

### 1. 担い手対策について

#### (2) 担い手への農地集積・集約化について

現在、「人・農地プラン」の実質化に向けて具体的な話し合いが進められていますが、地域の実情や特性を踏まえた多様な農地利用を推進する観点から、位置づけられた担い手へ確実に農地集積が進むよう中心経営体の育成とともに地域における特定品目(特産品)の产地化など生産振興の推進に引き続き総合的な支援体制の強化をお願いします。

また、一方で営農している農地に隣接する遊休地化した農地や今後遊休地化が見込まれる農地については、有害鳥獣の被害防止や水路の維持など営農を行う上で、適切に農地の管理を行う必要があります。

以前は国県の事業により個々の遊休農地の解消が図られてきたところですが、現在は事業も終了しており単独で行える事業がない状況にあります。

また、「中山間地域等直接支払制度」等に取り組んでいる地域については、農地や水路等の維持管理が行われてはおりますが、実施している地域も減少傾向にあり、今後、農地の保全が維持できるか懸念されているところであります。

人・農地プランに位置付けられた担い手が地域で安定的に営農を行うためにも、これら担い手に集積されない農地を継続的に保全するため、住民参加型の景観作物や市民農園等、新たな取り組みを検討していただきますようお願いいたします。

## 【 回 答 】

現在、「人・農地プラン」の実質化に向けた地域での話し合いを進めておりますが、5年後、10年後の地域農業を考えたときに多くの地域で、「人の課題」として高齢化や人口減少による担い手不足、そして「農地の課題」として担い手への農地の集約化や経営規模の拡大が問題となっております。その解決を図るために、認定農業者の認定推進をはじめとした地域の中心となる担い手の育成、中間管理機構を活用した農地集積、また施設や省力化機械の整備等、関係機関と連携し儲かる農業を目指した総合的な支援に引き続き取り組んでまいりたいと思います。

また現在、遊休農地の解消事業はございませんが、中山間地域支払制度や多面的機能支払制度は、未来に残すべき農地の維持管理を地域一体となって取り組んでおり、予防対策として大変有効と考えております。さらに近年は、民間や地域コミュニティが主体となり体験農業等、農地の活用を図る取組みがあることから、法令面でのサポートを行ってまいります。

## 【 意 見 】

### 2. 営農環境の整備について

意欲ある生産者が継続して安定的に営農を行うためには、農地の生産基盤の整備は必要不可欠であります。

整備のための支援措置として、国県の事業（「畑地帯総合整備事業」等）がありますが、事業規模などの要件も高く厳しいものがあります。

一方で事業要件も低くきめ細かな支援メニューがある「農地耕作条件改善事業」による農地等の整備は、農作業の効率と安全性を高めるとともに収益の向上が見込まれることから、市としても積極的に事業の周知と推進を生産者に働きかけていただきますようお願ひいたします。

また、地域の農道（耕作道含む）に対する補修整備については、現在、市より生コンクリートなどの原材料の支給が実施されており大変助かっておりますが、一部の農道ではアスファルト舗装となっている場合もありますので、地域の現況に合わせた原材料の支給を考慮していただきますようお願ひいたします。

## 【 回 答 】

「農地耕作条件改善事業」につきましては、荒廃農地や基盤整備等についての相談の際に説明しており、またJAながさき西海を含む関係機関への周知も行っているところです。

今後の農業生産基盤の整備の重要性にかんがみ、意見書にもありますように、この事業の有効性やその効果等をより分かりやすく丁寧に説明することを考慮して、より積極的に事業の周知を引き続き推進してまいります。

農道整備に対する原材料の支給につきましては、未舗装区間における舗装の新設を目的に実施しており、補修のみでの材料支給は対象外としております。

アスファルトによる舗装については、一定規模での交付金事業による舗装の新設及び改良時に実施しており、材料支給による小規模での地元施工に関しましては、舗装面積の規模や施工性を考慮して生コンクリートによる支給で対応させていただいているところです。

これらを踏まえ、アスファルトによる材料支給とのことですですが、材料を製造するプラントでの少量での製造が難しく、現地で施工する際に転圧を行う専用の機械や温度管理を要することから、地元による施工にはそぐわないものと考えておりますので、今後におきましても引き続き生コンクリートによる材料支給について、ご理解いただきますようお願ひいたします。

## 【 意 見 】

### 3. 次世代農業の実現に向けた取り組み（スマート農業の推進）

農業従事者の高齢化が急速に進み、担い手不足による労働力不足が深刻化してきている中、昨今の技術革新等によりロボット技術・情報通信技術（ＩＣＴ）の目覚ましい発展は、農業分野においても農作業の省力化とともに、栽培技術の高度化など今後の農業のスタンダードとなりえる可能性を秘めています。

すでにドローンによる防除や施設園芸における環境制御技術などが導入されており、その効果についても実績を上げており、今後ますますその必要性が増していくものと思われますので、AIやICT等を活用するスマート農業の普及に対する推進支援体制の強化をお願いします。

特に、地域で導入されているドローンについては、利用の積極的な促進を図るため、導入経費の助成とともに、運用する際に必須となる「操縦技能証」の取得推進について支援をお願いします。

また、有害鳥獣対策については、「防護・棲み分け・捕獲」の3対策の効果をより向上させるためにもICTを活用した先端技術による効率的な捕獲技術の導入等の検討をお願いします。

さらに、農家の所得向上と農業経営の着実な発展を図るためにには、自らの経営を客観的に把握し経営管理を行うことが重要です。このためには青色申告をすることが前提ですが、AIやICT等の技術を活用することで、経理処理が容易になり青色申告ができるばかりでなく、経営診断・経営分析までが可能となります。是非これらの技術を活用した経営管理の推進をお願いいたします。

## 【 回 答 】

まず、スマート農業の推進支援体制の強化につきましては、本市農業のけん引役となり得る産品（アスパラ、なす、菊、いちご等）を中心として、平成28年から重点的に支援を行い、生産性の向上や省力化等、一定の効果が得られております。今後も、産地化が有望な産品を選定し、農作業の省力化や栽培技術の高度化などが見込めるスマート農業技術の支援をしてまいりたいと考えております。

また、ドローンにつきましては、防除、圃場のセンシング等スマート農業に幅広く貢献している事例が全国的にも多くございます。従いまして、ドローン単体というよりもスマート農業全般を構成する機材としての支援の方向で研究してまいりたいと考えております。

次に、有害鳥獣対策へのICTの活用につきましては、既存の「防御」「捕獲」「すみ分け」では、絶対数がどうしても減少しないという課題がございますので、新たなる4つ目の対策となり得る技術について、大学や企業等も巻き込み、実効性の高いものを研究してまいりたいと考えております。

最後に、ICTを活用した経理処理等につきましては、既に多くの企業から色々な機能を有するソフトが提供されており、営農記録のデータ化による経営効率の向上等の効果が得られております。こうした技術についても、ドローンと同じく生産から販売までといった農家経営の一助となりますことから、一体的なスマート農業の支援方策の検討という中において意を用いてまいりたいと考えております。

## 【 意 見 】

### 4. 国土調査（地籍調査）の早期実施について

地籍調査については、本市では令和2年度に10箇年計画が策定され、現在、市中心部を基本に調査が実施されていますが、周辺部の農村地域ではまだ未調査地域が多く農業委員会において法に基づく農地の利用状況調査等を実施する際、土地の正確な位置・境界の確認が難しい場合があります。

今後、農地の利用集積を進めるにあたり、正確な農地情報を得るためにも農村地域の地籍調査を更に推進していただきますようお願いします。

特に、担い手への農地集積を図るためにも、農地集積につながる地域を先行して調査を実施していただきますようお願いいたします。

## 【 回 答 】

地籍調査事業は、全国的に調査の進捗が進まないことから、国は国土調査促進特別措置法を制定し、調査の計画的な実施を推進されています。

現在、国においては、緊急性の高い地域を重点的に支援することとしており、都市開発や社会資本整備、災害対策、森林施業・保全につながる地域を優先地域とする方針を示されております。

本市におきましても、國の方針に基づき、令和2年度からの十箇年計画では、市中心部と併せ、令和3年度からは都市周辺部でも調査を再開したところでございます。

本市の十箇年計画としては、引き続き市中心部からの実施を基本としつつ、都市周辺部においても事業を促進する計画でございます。今後、段階的に調査規模の拡大を図りながら事業を進めることで、公共事業との連携や都市周辺部等においても地域の実情を考慮しながら事業の推進を図りたいと考えております。

引き続き本事業へのご理解をいただきますようお願い申し上げます。